

29宗監第208号
平成30年2月16日

様

宗像市監査委員 佐藤光俊
宗像市監査委員 小島輝枝

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成29年12月19日に提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果について別紙のとおり通知します。

(別紙)

住民監査請求に基づく監査の結果について

平成29年12月19日に提出された、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は下記のとおりである。

記

第1 請求の内容

1 請求人

氏名

■■■■■■■■■■

住所 宗像市

■■■■■■■■■■

2 求める措置の内容

宗像市有財産の管理が、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実であるとして、請求人が提出した宗像市職員に対し措置を求めた請求書(以下「措置請求書」という。)及びその内容について事実を証する書面(以下「事実証明書」という。)に基づき、本件請求において対象となる財務会計上の行為又は怠る事実(以下「対象行為」という。)及び請求人が求める措置の内容については次のとおりである。

(1) 対象行為

宗像市消防団(以下「消防団」という。)が公務でない火災及び災害等以外の活動を行う際に、宗像市が宗像市有財産である消防車及び制服等の貸付を無償で行っていること

(2) 対象行為を違法若しくは不当とする理由

ア 公務でない火災及び災害等以外の活動を行う任意団体としての消防団は、市民からの寄附金にて活動を行っている。しかし、それらの活動を行うために、宗像市有財産である消防車及び制服等の貸付が無償で行われていることは、宗像市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条との整合性において問題ないか疑義がある。

イ 宗像市有財産である消防車及び制服等が無償で利用されている場合においては、任意団体である消防団の寄附金の収入状況を勘案した上で、無償又は時価よりも低い価額で貸付を行うかを判断すべきである。

ウ 宗像市有財産である消防車を、任意団体である消防団に対して貸付けることは、宗像市公用車管理規程第9条に違反している。

(3) 求める措置

対象行為を是正するために必要な措置

(4) 措置の対象とされた職員

宗像市長 谷井博美

(5) 事実証明書

ア 福岡地方裁判所平成29年12月14日判決

イ 宗像市消防団火災・災害等以外の活動内容(平成27年度)

第2 監査の実施

1 請求の要件審査と受理

審査した結果、本件請求は自治法第242条に規定された要件を具備しているものと認め、平成29年12月27日に請求の受理を決定した。

2 請求人による口頭意見陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年1月10日に請求人による証拠の提出と口頭意見陳述の機会を設けたが、請求人は意見陳述には出席しない旨を回答した。

3 監査の対象事項

請求人が提出した措置請求書及び事実証明書で確認した内容を基に、監査の対象事項を次のとおりとした。

消防団が行う火災・災害等以外の活動において、消防車及び制服等の貸付が無償で行われていることが、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実該当するか。

4 監査の対象課

対象行為の所管である宗像市総務部地域安全課(以下「地域安全課」という。)を監査の対象課とした。

5 提出を求めた書類

対象課に対して、監査の対象事項に関する書類の提出を求めた。また、それに対する提出状況等については次のとおりである。

提出された書類

(ア) 消防備品台帳

(イ) 被服貸与台帳

(ウ) 消防団への出勤依頼文書

(エ) 各分団の活動日誌

6 対象課への事情聴取

平成30年1月26日に地域安全課の職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 提出書類により確認した内容

(1) 消防車の配置について

消防車は、地域安全課が消防備品台帳を作成しており、消防団を構成する17の各分団に配置されている。

(2) 制服等の貸与について

消防活動に使用する制服等は、地域安全課が被服貸与台帳及び消防備品台帳を作成しており、各分団に対して貸与されている。

(3) 消防車の使用について

消防車は、事実証明書「宗像市消防団火災・災害等以外の活動内容(平成27年度)」に記載されている活動で使用されており、そのことは各分団の活動日誌に記録されている。

(4) 火災・災害等以外の活動の依頼について

火災・災害等以外の活動(以下「公務外の活動」という。)は、平成27年度において、地域等から消防団長への出動依頼によって行われているが、一部の活動で依頼文書を確認できない。

2 事情聴取により確認した内容

(1) 公務外の活動の把握について

地域安全課は、宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例第6条により、費用弁償を支給している職務を公務とし、それ以外は、公務外の活動と考えている。

公務外の活動は、基本的に、地域等から消防団長への依頼文書を受けて行っているが、地域等から分団長へ直接依頼されているものもある。その場合は、分団長から地域安全課を経由して消防団長へと報告されているが、口頭でのやり取りのみで、文書を整理されていないものもある。

公務外の活動中に他所で火災・災害等が発生した場合、日頃から消防団員には電子メールにより情報が通知される仕組みになっており、消防団員は火災・災害等を優先して出動している。また、公務外の活動は、分団が担当する区域内での行事であるため、公務が発生しても、速やかに対応できる。従って、公務外の活動により公務に支障が生じることはないと考えている。

(2) 消防車の管理について

地域安全課は消防車の車検及び修理等を行い、各分団は緊急の出動に備えた整備・点検等の管理を行っている。

(3) 消防車及び制服等の使用について

平成27年度の公務外の活動には、消防車及び制服等が使用されており、現在も同様に使用されている。また、地域安全課は、消防車及び制服等の公務外の活動での使用について、宗像市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条を適用して、無償で貸付を行っている。

3 調査により確認した内容

(1) 公務外の活動における消防車及び制服等の貸付について

請求人は、請求の要旨の中で、「宗像市有財産である消防車・制服等の貸付が無償で行われていることは、宗像市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条との整合性において問題ないか疑義がある」と述べている。なお、同条は、「普通財産」の無償貸付又は減額貸付にかかる条文である。

自治法第237条第1項において、地方公共団体の「財産」は、公有財産、物品及び債権並びに基金に分類されており、同第238条第1項及び第239条第1項の規定により、消防車及び制服等は、「財産」のうちの「物品」に該当することが確認できる。実際に、消防車及び制服等は、宗像市財産規則（平成15年4月1日規則第38号）第34条に規定されている物品のうち「備品」又は「消耗品」として整理され、消防備品台帳及び被服貸与台帳において管理されている。

宗像市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成15年4月1日条例第55号）において、「物品」の無償貸付又は減額貸付にかかる条文を確認したところ、第7条に、「物品は、公益上必要があるときは、無償で貸付を行うことが可能であると規定されている。

(2) 公用車の公務外の使用について

消防車は、宗像市が所有する車両で、宗像市公用車管理規程（平成15年4月1日訓令第22号）第2条の「所属管理車両」にあたり、地域安全課が管理する公用車である。

また、請求人が主張するとおり、宗像市公用車管理規程第9条では、「公務のために必要と認める場合に限り」、公用車の使用が認められている。

(3) 消防団の公務外の活動について

宗像市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成15年4月1日条例第145号）第6条によれば、水火災等の警戒又は鎮圧に出動するとき、消防に関する教育又は訓練を受けると

き、予防指導活動に従事するときに、費用弁償の支給対象となる職務である。自治法第203条の2によれば、費用弁償は、非常勤職員の職務の執行に要する費用の支弁であるので、「費用弁償」の支給対象の職務か否かをもって、公務、公務外を区分する基準にしていることには妥当性がある。

4 判断

消防団の公務外の活動は、宗像市が規定する消防事務、すなわち「公務」ではないが、地域等からの要請に基づいた地域住民のための活動であり、それらの活動は、長い歴史の中で、地域において、消防団が担ってきた役割である。総務省消防庁のホームページでも、消防団は、公の消防機関であると同時に、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担うとされている。この地域に根付いた活動こそが消防団の特性であり、要員動員力、地域密着性、即時対応力といった、地域における消防防災を支える要素になっている。このため、消防団の活動は、公務、公務外を問わず、公益性の高い活動であるといえる。

これを踏まえて、本件を判断すれば、消防車及び制服等が消防団の公務以外の活動に使用され、無償で貸付が行われていることは、公益上の必要によるもので、宗像市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条による貸付に、違法若しくは不当の理由はない。

宗像市公用車管理規程第9条の規定は、職員による公用車の私的使用を禁じるものであると解される。公務外の活動における消防車の使用は、すでに述べたとおり、宗像市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条に基づく貸付による使用であるから、私的な目的での使用には当たらず、宗像市公用車管理規程第9条の「公務」という文言に合致していないことのみをもって不当とはいえない。

5 結論

監査の結果、請求人が主張する違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとは認められない。

このことから、本件請求は、理由がないものと認め棄却する。

6 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

監査において、地域等から消防団への活動要請が、一部、口頭で行われ

ていることが判明した。また、活動報告についても作成されていないものがあった。地域安全課においては、公務外の活動についても、消防団に対して事務手続きを周知の上、文書での記録の整備に努められたい。